

書類の説明

番号	提出時期	書類名称	用途	取得方法	提出先
1	申請時	日常生活用具費(ストーマ装具・紙おむつ等)助成金交付申請書	対象用具の申請を行うもの 原則新規申請時の1回のみ提出となります。 ただし、申請内容に変更が生じた際は改めてご提出いただく必要があります。	①手帳交付時(膀胱・直腸機能障害) ②HPからダウンロード ③障害福祉課へ請求	市役所
2	申請時	見積書	対象用具の助成金額等を確認するためのもの	業者様へ依頼	市役所
3	-	障害者等日常生活用具費助成金交付決定通知書	交付決定を申請者様へ通知するもの	決定が下りた方のみ市役所から送付	- 保管
4	用具受領時	日常生活用具費助成金交付券	対象の用具を引き換える券	決定が下りた方のみ市役所から送付	納入業者様
5	用具受領時	日常生活用具費代理受領委任状兼受任届	業者様へ用具費の請求及び受領の権限を委任するもの	決定が下りた方のみ市役所から送付	納入業者様
6	死亡・転出時	日常生活用具(ストーマ装具・紙おむつ等)助成制度転出・死亡届出書	対象者の死亡・転出を届け出るもの	①手帳返還時 ②HPからダウンロード ③障害福祉課へ請求	市役所